

〈資料〉

# BC級戦犯裁判と性暴力(1)

## ——『戦争犯罪裁判概見表』を手がかりに

佐治暁人 (大阪経済法科大学  
アジア太平洋研究センター)

ここで紹介する資料は、BC級戦犯裁判において、性暴力関係事件（「強かん」「強制的売春のための婦女子の誘拐」）によって起訴された裁判を各国別に一覧したものである。紙幅の都合により、本稿では、アメリカ・イギリス・オーストラリア・オランダ・フランスのみを扱い、中華民国・フィリピンに関しては別稿を準備する予定である。

極東国際軍事裁判（東京裁判）とBC級裁判というかたちで実施された戦犯裁判における性暴力関係事件に対しては、前者における取り組みを中心に研究が進められている（林博史「コラム 東京裁判・BC級戦犯裁判と日本政府の責任」、「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクションセンター編『「慰安婦」パッシングを越えて』大月書店、2013年。並びに、吉見義明監修、内海愛子・宇田川幸大・高橋茂人・土野瑞穂編『東京裁判－性暴力関係資料』現代史料出版、2011年など）。それに対し、後者における取り組みは、一部を除き未解明の部分が多い（内海愛子「加害と被害」、歴史学研究会編『講座世界史8 戦争と民衆』東京大学出版会、1996年。並びに、林博史「マニラ戦とベイビューホテル事件」、関東学院大学経済学部総合学術論叢『自然・人間・社会』第52号、2012年1月など）。国立公文書館に所蔵されている個々のBC級戦犯裁判資料は、「国別・事件別に整理」されており、「独立行政法人国立公文書館利用等規則」に基づく審査を要することが、原因の1つと考えられる。

こうした状況をふまえ、各国別に作成された『戦争犯罪裁判概見表』（国立公文書館所蔵）を手がかりにまとめたものが本資料である。『戦争犯罪裁判概見表』は、「今次大戦において戦争

犯罪を犯したものとして日本人に対してなされた裁判」「に関する資料を調査、収集、整理し、その重要なものを編纂、印刷し、これを後世に残すこと」を目的とする「戦争裁判関係資料収集計画大綱」（1956年9月）に基づき、法務省司法法制調査部が作成したものである。同計画により、重要資料として「編纂」された『戦争犯罪裁判概見表』は、「起訴事実、所属、階級氏名、判決年月日、弁護士等を事件別、事件番号順に表示したもので、事件の外貌を知ることが目的として作成」されたものである。従って、『戦争犯罪裁判概見表』を手がかりに作成した本資料には、判決に関する言及はなく、起訴内容に関しても「事件の外貌を知ること」のみに留まる（豊田隈雄『戦争裁判余録』泰生社、1986年）。こうした点をふまえつつ、以下では、注目すべき裁判について触れつつ、本資料について紹介したい。

アメリカ・イギリス・オーストラリア・フランスが実施したBC級戦犯裁判における性暴力関係事件は、ほとんどが「強かん」事件となっている（「強かん」以外のものとしては、アメリカのグアム裁判・事件番号1とイギリスのビルマ裁判・事件番号1が挙げられる。なお、両事件に関しては、林博史『戦犯裁判の研究』勉誠出版、2010年を参照のこと）。これらの「強かん」事件によって裁かれた者は、主に実行犯であるが、「部下にフィリピン人婦人」「の強姦を許した」事件（アメリカのマニラ裁判・事件番号77）や「市民に対する殺傷、及び強姦に関与した」事件（イギリスの香港裁判・事件番号42）に示されるように、上官としての責任を問われた者も含まれている。これらの「強かん」事件が、拉致・監禁や「強制的売春」を伴ったもの

であるかどうかは不明ではあるが、一定期間にわたらないかたちでの「強かん」事件が多いものと思われる。また、アメリカのマニラ裁判・第81号は、起訴内容が「強かん」のみとなっており、性暴力関係事件に対する同国の取り組みを考える上で、興味深い裁判となっている。

一方、オランダが実施したBC級戦犯裁判における性暴力関係事件は、「強かん」事件だけではなく、従来から知られているスマラン事件など慰安婦問題を取り扱った裁判が相当数含まれている。「強かん」事件によって裁かれた者は、実行犯だけではなく、上官としての責任を問われた者も含まれている（バタビア裁判・事件番号109号）。さらに、この資料から、「欧州婦人に対し、反復性交を強制し」た事件（バタビア裁判・事件番号109）や「多数の市民を逮捕し」、「共同虐待し」、「屢々強姦し」た事件（マカッサル裁判・事件番号9）に示されるように、「強制的売春」が伴われたものであるかどうかは明確ではないものの、一定期間にわたる「強かん」事件の存在を確認できる。

また、慰安婦問題を取り扱った事件では、「強制的売春のための婦女子の誘拐」の責任を問われた者だけではなく、「将校倶楽部に於て、T・A・スヘルネを暴力をもって性交し」た、あるいは、「スマラン倶楽部に於て、E・リュクゼンブルクに対し、腕力を振って性交し」た者（バタビア裁判・事件番号69）や、「日本軍慰安所に於て、インドネシア人婦女を強姦し」た者（モロタイ裁判・事件番号21）の責任、すなわち、「強かん」の責任を問われた者が含まれている。これは、単に、設置・運営を担った者だけではなく、利用した者にまで慰安婦問題の責任が、及ぶことを示唆している。さらに付け加えると、慰安婦問題の被害者には、モロタイ裁判・事件番号21に示されているように、オランダ人だけではなく、インドネシア人なども含まれていることが確認できる（バタビア裁判・事件番号5も同様である。この裁判に関しては、梶村太郎他著『「慰安婦」強制連行』金曜日、2008年を参照のこと）。

以上のように、本資料は、BC級戦犯裁判における性暴力関係事件に対する各国の取り組みを明らかにする手がかりを与えるものである。今後、この資料を元に、個々のBC級戦犯裁判

資料を検討する必要がある。

アメリカ法廷の性暴力関係事件一覧

裁判地	事件番号	所属	階級身分	本籍	氏名	判決日	判決	確認	起訴理由概要
グアム	1	グアム島 日本人 居留会長	貿易商	鹿児島	篠原武熊	1944/8/27	終身	15	篠原武熊は、明治三十八年よりグアム島に居留して貿易業を営み同島日本人居留民会長の職にあったが、同人は、昭和十六年十二月十日、日本軍が同島に上陸して同島を占領するに当り、同島警備の任に当たっていた米海軍司令官兼同島総督「マックミラン」大佐を殴打し、且米軍が同十九年七月二十一日同島に上陸して同島を奪還するまでの間、同人は、日本軍に協力して米国人商社「アンキンコロ」社の商品を日本軍に押取せしめ、亦「E・ナーシャ・バットラー」夫人収収の二馬力半エンジンを強奪して日本海軍に提供し、または土民を日本軍飛行場建設作業に強制就労せしめ、或は原住民婦女を慰安婦として日本軍に転売売淫せしめた外、同島大宮会館に於て米国の国旗を引き下ろして拂拭用に供して米国の国旗を凌辱した(本人の供述による。)
マニラ	6	船舶工兵 第一野戦 □□隊	上等兵	山口	■■■■	1946/01/05	起訴取下げ		■■■■、小林正一及びその他の日本陸軍に徴集中の者は、昭和二〇年三月二六日、又は、その頃、比島セブ島セブ市又はその附近において、故意かつ不法に二名フィリピン人を殺害し、五名のフィリピン婦人を強姦し、前記市民私有の財産及び比島共和国の財産を焼却破壊した。
		比島憲兵隊	憲・上等兵	兵庫	小林正一	1946/01/09	絞首	絞首	
		海上輸送 第八大隊	少佐	広島	溝口依郎	1946/03/27	絞首	無罪	
		第三五軍 司令部	大尉	岡山	■■■■	1946/03/08	起訴取下		一、溝口依郎等下記全員は、昭和二〇年一月三〇日、又は、その頃、比島セブ、Tubog又はその附近において、故意かつ不法に、Ang Siao CHIAT、その妻、三名の子を含む中国人二六名Antonio及びPaz CABARRUBIASを含む六名のフィリピン人を射撃、刺突、及び斬首により殺害した。二、同人等は、同じくKhu YOKPUJ等三名の中国婦人及びValentina TANなるフィリピン婦人を強姦した。三、同人等は、同じくUYSeENGを傷け、Song KEE等三名を刺殺、又は、射殺した。四、同人等は、同じく中国人Khu Un HONG Tan Sei HONG Uy Chun SUMの財産及び家屋を焼いた。
	21		曹長	岡山	平田重政	1946/03/27	絞首	無罪	
			伍長	広島	勝田多吉	1946/03/27	絞首	無罪	
			伍長	■■■■	■■■■	1946/03/27	絞首	無罪	
		海上輸送 第八大隊	兵長	佐賀	■■■■	1946/03/27	無罪		
			軍属	■■■■	■■■■	1946/03/08	起訴取下		
			陸・曹長	大分	杉本正徳	1946/04/10	絞首	絞首	一、杉本正徳、村田政義、増山正士、川野幸雄、川邊久雄、安部渡、及び、日本国と関係あり、これと行動する姓名不詳の者は、比島、セブ、Barili、又は、その附近において、昭和一九年九月二日、又は、その頃、故意、かつ、不法に、いずれも非武装、無防護の非戦闘員たるフィリピン市民Procopio CAUSIN等二三名を謀殺した。二、同人等は、同じく同時期同所において、Natividad del Valle PARAS等七名のフィリピン少女及び婦人を性的侮辱行為を強要し、強姦し、又は、彼女等を強姦することを試みることで、□□虐待した。三、同人等は、同じく同時期同所において、ほいほいままに、不法に、残忍に、非武装、非戦闘員たるフィリピン市民Martin DELO RASO、Teodoro ESTRADA、Filomeno GONSALLES、Aurelio BASIL及びAngelo YAPその他姓名不詳の者を理由なく、殴打拷問虐待した。
	24	独立歩兵 第一七三 大隊	陸・上等兵	大分	川邊久雄	1946/04/10	絞首	絞首	
			陸・上等兵	大分	川野幸雄	1946/04/10	絞首	絞首	
			陸・兵長	大分	増山正士	1946/04/10	絞首	絞首	

マニラ	37	歩兵 第一七連隊	大尉	北海道	種市幹雄	1946/06/03	絞首	15	一、種市幹雄及び彼の指揮監督下の隊員は、比島、バタンガス州Tanauan、又は、その附近において、昭和二〇年二月九日から同日二八日までの間、故意かつ不法に、Magdalena De VERA及びAnun ciacion A. BURGOS並びに、約八二四名のその他の非武装の非戦闘員たる比島人及び中国人市民を殺害した。二、種市幹雄、及び、彼の指揮監督下の部隊の隊員は、比島バタンガス州Tanauan、又は、その附近において、昭和二十年二月九日から同日二八日までの間、故意かつ不法に、Tomas SANDOVAL及びAurea GONZALES並びに約四名のその他の非武装の非戦闘員たる比島人及び中国人市民の殺害を企図した。三、種市幹雄は、昭和二〇年二月一〇日、又はその頃、右Tanauanにおいて、Corazon A. BURGOSなる婦人を強姦した。四、種市幹雄、坂田勇蔵、山田太一、菅藤文治、及び、彼等の指揮監督下の部隊の隊員は、比島ラグナ州Calamba、又は、その附近において、昭和二〇年二月一日から同月二四日までの間、故意かつ不法に一〇〇〇名の非武装の非戦闘員たる比島市民を殺害した。五、右の者等は、同じ場所日時において、Victoriana DUENOS Jose HABANA並びにその他三五名の非武装の非戦闘員たる比島市民の殺害を企図した。
							絞首	15	
マニラ	42	海上挺身 第一六大隊	中尉	秋田	坂田勇蔵	1946/06/03	絞首	30	吉田忠志、森勇、野崎敏雄、榎引重信、渡邊新平、田中壽、石坂巖、小出捨雄及びその他の姓名不詳のものは、比島セブMactan島Cordova、又は、その附近において、昭和一九年八月二〇日又はその頃、故意かつ不法に非武装の日本の囚人である、比島市民Tisio LOPEZ Camilo ONTAL、及び、Pedro BACHO、火、及び、銃剣をもって殺害した。二、右同人等は、同所において昭和一九年八月一九日、二〇日頃、故意かつ不法に比島市民Eduarda Espra ARO, Fausta Adapo PRAN Rosita PUTOT、及び、その他姓名不詳のものを強姦し、拷問した。三、右同人等は、同所において同時期、Abundio ADELLANOSA等九名その他の者を理由なく殴打、拷問、虐待した。四、右同人等は、同じFduarda Espra ARO, Pedro ADOGAN, Juana Dakay FRANCISCO, Martin FRANCISCO及びFausta Adapo PRAN(いずれも比島市民)の私有資産を故意かつ不法に強略奪した。五、右同人等は、セブ市、又は、その附近において、昭和一九年三月一五日頃、日本軍の捕虜で非武装の比島市民Panililo W. ALPUERTOを、故意かつ不法に殴打奴隷化、拷問した。
							絞首	5	
マニラ	42	ビサヤ地区 憲兵隊 セブ分隊	曹長	熊本	吉田忠志	1946/07/01	絞首	5	一、山口正一は、昭和一八年一月二四日頃、Occidental Negros州La Carlota Hacienda Balabag、又は、その附近において、彼の指揮下の兵に、故意かつ不法に、Giegorio ABAD等を含む、多数の非武装の非戦闘員たるフィリピン人及び中国人を殺害することを許した。二、同人は、右の日時及び場所において、同じFlorentino ABAD等五名の殺害を試みることを許した。三、同人に右の日時La CarlotaのCarlota守備隊、又は、その附近において、同じAdelaide JALIONTFA等四名の強姦を許した。四、同人は、昭和一八年一月二日、バコロド市バコロド高等学校において、同じくEmilio GUEILLYを虐待拷問することを許した。五、同人は、昭和一九年二月二〇日、又は、その頃、Cadiz Sitio Gamayanにおいて、多数のフィリピン人を虐待拷問することを許し、Absalon BENIBES、及び、身元不明のフィリピン婦人二名の殺害を許した。六、同人は、昭和一九年三月、バコロド市、又は、その附近において、同じFelipo LUMANCANG等三名のフィリピン人の虐待拷問を許した。[七〜一四は、欠落。]
							絞首	5	
マニラ	42	憲兵隊 セブ分隊	曹長	愛知	森勇	1946/07/01	絞首	5	一、山口正一は、昭和一八年一月二四日頃、Occidental Negros州La Carlota Hacienda Balabag、又は、その附近において、彼の指揮下の兵に、故意かつ不法に、Giegorio ABAD等を含む、多数の非武装の非戦闘員たるフィリピン人及び中国人を殺害することを許した。二、同人は、右の日時及び場所において、同じFlorentino ABAD等五名の殺害を試みることを許した。三、同人に右の日時La CarlotaのCarlota守備隊、又は、その附近において、同じAdelaide JALIONTFA等四名の強姦を許した。四、同人は、昭和一八年一月二日、バコロド市バコロド高等学校において、同じくEmilio GUEILLYを虐待拷問することを許した。五、同人は、昭和一九年二月二〇日、又は、その頃、Cadiz Sitio Gamayanにおいて、多数のフィリピン人を虐待拷問することを許し、Absalon BENIBES、及び、身元不明のフィリピン婦人二名の殺害を許した。六、同人は、昭和一九年三月、バコロド市、又は、その附近において、同じFelipo LUMANCANG等三名のフィリピン人の虐待拷問を許した。[七〜一四は、欠落。]
							絞首	5	
マニラ	42	憲兵隊 セブ分隊	軍曹	佐賀	野崎敏雄	1946/07/01	絞首	5	一、山口正一は、昭和一八年一月二四日頃、Occidental Negros州La Carlota Hacienda Balabag、又は、その附近において、彼の指揮下の兵に、故意かつ不法に、Giegorio ABAD等を含む、多数の非武装の非戦闘員たるフィリピン人及び中国人を殺害することを許した。二、同人は、右の日時及び場所において、同じFlorentino ABAD等五名の殺害を試みることを許した。三、同人に右の日時La CarlotaのCarlota守備隊、又は、その附近において、同じAdelaide JALIONTFA等四名の強姦を許した。四、同人は、昭和一八年一月二日、バコロド市バコロド高等学校において、同じくEmilio GUEILLYを虐待拷問することを許した。五、同人は、昭和一九年二月二〇日、又は、その頃、Cadiz Sitio Gamayanにおいて、多数のフィリピン人を虐待拷問することを許し、Absalon BENIBES、及び、身元不明のフィリピン婦人二名の殺害を許した。六、同人は、昭和一九年三月、バコロド市、又は、その附近において、同じFelipo LUMANCANG等三名のフィリピン人の虐待拷問を許した。[七〜一四は、欠落。]
							絞首	5	
マニラ	42	憲兵隊 セブ分隊	軍曹	青森	野崎敏雄	1946/07/01	絞首	5	一、山口正一は、昭和一八年一月二四日頃、Occidental Negros州La Carlota Hacienda Balabag、又は、その附近において、彼の指揮下の兵に、故意かつ不法に、Giegorio ABAD等を含む、多数の非武装の非戦闘員たるフィリピン人及び中国人を殺害することを許した。二、同人は、右の日時及び場所において、同じFlorentino ABAD等五名の殺害を試みることを許した。三、同人に右の日時La CarlotaのCarlota守備隊、又は、その附近において、同じAdelaide JALIONTFA等四名の強姦を許した。四、同人は、昭和一八年一月二日、バコロド市バコロド高等学校において、同じくEmilio GUEILLYを虐待拷問することを許した。五、同人は、昭和一九年二月二〇日、又は、その頃、Cadiz Sitio Gamayanにおいて、多数のフィリピン人を虐待拷問することを許し、Absalon BENIBES、及び、身元不明のフィリピン婦人二名の殺害を許した。六、同人は、昭和一九年三月、バコロド市、又は、その附近において、同じFelipo LUMANCANG等三名のフィリピン人の虐待拷問を許した。[七〜一四は、欠落。]
							絞首	5	
マニラ	42	憲兵隊 セブ分隊	軍曹	宮城	榎引重信	1946/07/01	絞首	5	一、山口正一は、昭和一八年一月二四日頃、Occidental Negros州La Carlota Hacienda Balabag、又は、その附近において、彼の指揮下の兵に、故意かつ不法に、Giegorio ABAD等を含む、多数の非武装の非戦闘員たるフィリピン人及び中国人を殺害することを許した。二、同人は、右の日時及び場所において、同じFlorentino ABAD等五名の殺害を試みることを許した。三、同人に右の日時La CarlotaのCarlota守備隊、又は、その附近において、同じAdelaide JALIONTFA等四名の強姦を許した。四、同人は、昭和一八年一月二日、バコロド市バコロド高等学校において、同じくEmilio GUEILLYを虐待拷問することを許した。五、同人は、昭和一九年二月二〇日、又は、その頃、Cadiz Sitio Gamayanにおいて、多数のフィリピン人を虐待拷問することを許し、Absalon BENIBES、及び、身元不明のフィリピン婦人二名の殺害を許した。六、同人は、昭和一九年三月、バコロド市、又は、その附近において、同じFelipo LUMANCANG等三名のフィリピン人の虐待拷問を許した。[七〜一四は、欠落。]
							絞首	5	
マニラ	42	憲兵隊 セブ分隊	伍長	佐賀	田中壽	1946/07/01	絞首	5	一、山口正一は、昭和一八年一月二四日頃、Occidental Negros州La Carlota Hacienda Balabag、又は、その附近において、彼の指揮下の兵に、故意かつ不法に、Giegorio ABAD等を含む、多数の非武装の非戦闘員たるフィリピン人及び中国人を殺害することを許した。二、同人は、右の日時及び場所において、同じFlorentino ABAD等五名の殺害を試みることを許した。三、同人に右の日時La CarlotaのCarlota守備隊、又は、その附近において、同じAdelaide JALIONTFA等四名の強姦を許した。四、同人は、昭和一八年一月二日、バコロド市バコロド高等学校において、同じくEmilio GUEILLYを虐待拷問することを許した。五、同人は、昭和一九年二月二〇日、又は、その頃、Cadiz Sitio Gamayanにおいて、多数のフィリピン人を虐待拷問することを許し、Absalon BENIBES、及び、身元不明のフィリピン婦人二名の殺害を許した。六、同人は、昭和一九年三月、バコロド市、又は、その附近において、同じFelipo LUMANCANG等三名のフィリピン人の虐待拷問を許した。[七〜一四は、欠落。]
							絞首	5	
マニラ	42	憲兵隊 セブ分隊	伍長	福井	石坂巖	1946/07/01	絞首	5	一、山口正一は、昭和一八年一月二四日頃、Occidental Negros州La Carlota Hacienda Balabag、又は、その附近において、彼の指揮下の兵に、故意かつ不法に、Giegorio ABAD等を含む、多数の非武装の非戦闘員たるフィリピン人及び中国人を殺害することを許した。二、同人は、右の日時及び場所において、同じFlorentino ABAD等五名の殺害を試みることを許した。三、同人に右の日時La CarlotaのCarlota守備隊、又は、その附近において、同じAdelaide JALIONTFA等四名の強姦を許した。四、同人は、昭和一八年一月二日、バコロド市バコロド高等学校において、同じくEmilio GUEILLYを虐待拷問することを許した。五、同人は、昭和一九年二月二〇日、又は、その頃、Cadiz Sitio Gamayanにおいて、多数のフィリピン人を虐待拷問することを許し、Absalon BENIBES、及び、身元不明のフィリピン婦人二名の殺害を許した。六、同人は、昭和一九年三月、バコロド市、又は、その附近において、同じFelipo LUMANCANG等三名のフィリピン人の虐待拷問を許した。[七〜一四は、欠落。]
							絞首	5	
マニラ	42	憲兵隊 セブ分隊	伍長	広島	小出捨雄	1946/06/17	起訴取下げ	5	一、山口正一は、昭和一八年一月二四日頃、Occidental Negros州La Carlota Hacienda Balabag、又は、その附近において、彼の指揮下の兵に、故意かつ不法に、Giegorio ABAD等を含む、多数の非武装の非戦闘員たるフィリピン人及び中国人を殺害することを許した。二、同人は、右の日時及び場所において、同じFlorentino ABAD等五名の殺害を試みることを許した。三、同人に右の日時La CarlotaのCarlota守備隊、又は、その附近において、同じAdelaide JALIONTFA等四名の強姦を許した。四、同人は、昭和一八年一月二日、バコロド市バコロド高等学校において、同じくEmilio GUEILLYを虐待拷問することを許した。五、同人は、昭和一九年二月二〇日、又は、その頃、Cadiz Sitio Gamayanにおいて、多数のフィリピン人を虐待拷問することを許し、Absalon BENIBES、及び、身元不明のフィリピン婦人二名の殺害を許した。六、同人は、昭和一九年三月、バコロド市、又は、その附近において、同じFelipo LUMANCANG等三名のフィリピン人の虐待拷問を許した。[七〜一四は、欠落。]
							起訴取下げ	5	
マニラ	42	憲兵隊 セブ分隊	上等兵	小出捨雄	小出捨雄	1946/07/01	無罪	5	一、山口正一は、昭和一八年一月二四日頃、Occidental Negros州La Carlota Hacienda Balabag、又は、その附近において、彼の指揮下の兵に、故意かつ不法に、Giegorio ABAD等を含む、多数の非武装の非戦闘員たるフィリピン人及び中国人を殺害することを許した。二、同人は、右の日時及び場所において、同じFlorentino ABAD等五名の殺害を試みることを許した。三、同人に右の日時La CarlotaのCarlota守備隊、又は、その附近において、同じAdelaide JALIONTFA等四名の強姦を許した。四、同人は、昭和一八年一月二日、バコロド市バコロド高等学校において、同じくEmilio GUEILLYを虐待拷問することを許した。五、同人は、昭和一九年二月二〇日、又は、その頃、Cadiz Sitio Gamayanにおいて、多数のフィリピン人を虐待拷問することを許し、Absalon BENIBES、及び、身元不明のフィリピン婦人二名の殺害を許した。六、同人は、昭和一九年三月、バコロド市、又は、その附近において、同じFelipo LUMANCANG等三名のフィリピン人の虐待拷問を許した。[七〜一四は、欠落。]
							無罪	5	

マ 72	独立歩兵 第一七二 大隊	大佐	千葉	山口正一	1947/01/29	絞首	絞首	同じEvangelista ALGARME等を含む多数のフィリピン人の殺害を許した。一七、同人は、昭和一九年四月中、西ネグロス州Himamaylonの町において、同じく身元不明の三人のフィリピン人の殺害を許した。一八、同人は、昭和一九年四・五月頃、西ネグロス州Nabankalan町、又は、その附近において、同じく身元不明の三人のフィリピン人の殺害を許した。一九、同人は、昭和一九年七月一九日から七月二十五日までの同頃バコド市、又は、その附近において、同じくPorfirio GARINA, Teofilo HISONA, Tesus GONZAGA、及び、身元不明の三五名のフィリピン人の殺害を許した。二〇、同人は、昭和一九年一月二五日頃、Occidental Negros州Muroia Santa Cruz地区において同じくJulietta (Lolita) GETIDA及び姓名不詳の婦人等九名の殺害、及び、Flordeleg GIAMAL外二名の殺害を試みること許した。二一、同人は、昭和一九年一月八日又はその頃、バコド市又はその附近において、同じくFelix ANADOR外二名の殺害、及び、Marcos de TOMASの殺害を試みること許した。二二、同人は、昭和二〇年三月八日頃、Occidental Negros州SilayのCubay守備隊地区、又は、その附近において、同じくMaria CAMEA NIEL等四名、及び、身元不明の三名を殺害し、Jose VILLAの殺害を試みること許した。二三、同人は、右の日時及び場所において、同じくJulietta GRANDEZAの強姦を許した。二四、同人は、昭和二〇年三月一日頃、Occidental Negros州Pontevedra Buenavistata地区、又は、その附近において、同じくRamon BALTAZAR外四名の虐待、拷問、殺害、及び、Escolastica ESMINIAの殺害を試みること許した。
マ 77	独立歩兵 第一七四 大隊	曹長	熊本	浜崎直記	1947/02/24	絞首	絞首	一、浜崎直記は、昭和一九年一月一〇日、又は、その頃、Oriental Negros州Siquijor島Lavena又は、その附近において、故意かつ不法に非武装の非戦闘員たるフィリピン人Candio AMBALONG及びPedro PONCEの両名の殺害を命令し、かつこれに参加した。二、同人は、昭和一九年一月四日、又は、その頃、前記Siquijor島E. VillanuevaのMananac地区、又は、その附近において、不法に、彼の部下に同じくフィリピン人Saturnino BIHAG、及び、Gavina KILATの両名の殺害を許した。三、同人は、昭和一九年一月二七日、又は、その頃Siquijor島Taclaban地区、又は、その附近において、不法に彼の部下に、同じくフィリピン人Felix TOMAPONの殺害を許した。四、同人は、昭和一九年一月二七日、又は、その頃、Siquijor島Larena Datag地区、又は、その附近において、不法に彼の部下に同じくフィリピン人Egmidio TALISAYANの殺害を許した。五、同人は、昭和一九年一月二日、又は、その頃、Siquijor島LarenaのCanlampo地区、又は、その附近において不法に彼の部下にフィリピン婦人Cecilia PADAYHAG, Prexedes VICOY, Consolacion LOMONGOT, Josefina MALANOG, Tiaducia SUMINGIT及びNazaria BONOCANの強姦を許した。
マ 78	独立歩兵 第一七三 大隊	伍長  兵長	大分  大分	廣瀬安生  高田勝	1947/02/27  1947/02/27	絞首  絞首	絞首  絞首	一、廣瀬安生、及び、高田勝は、昭和一九年五月四日、又は、その頃、比島セブ州ToledoのSangi、又は、その附近において、故意かつ不法に非武装のフィリピン市民Tomas TABRIGAを銃剣により刺殺した。二、廣瀬安生は、昭和一九年一月一〇日、又は、一月一〇日頃、Toledo、又は、その附近において、同じくJuan GUTANGを刺殺した。三、廣瀬安生は、Sangi(附近の昭和一九年三月一日、又は、四月頃Sangi)附近のDaan Lungso地区において、非武装の非戦闘員たるフィリピン婦人Constancia PAGDALIANを強姦した。

マニラ	80	独立歩兵 第一七四 大隊	伍長	熊本	小郷幸男	1947/03/10	絞首	絞首	一、小郷幸男、多賀時義、及び■■■■は、昭和二〇年一〇月中、比島ポータル州 Sierra Bullones Catagdaan地区、又は、その附近において、Benigna Camnetesと人に知られているフィリピン婦人を彼女の意思に反して暴力的に兇暴を強姦した。二、小郷幸男、奥村秋義、及び、江藤博之、及び、姓名不詳のその他の日本軍人は、昭和二〇年一〇月中、同じくCatagdaan地区、又は、その附近において故意かつ不法に非武装の非戦闘員たる比島市民Elislar CALIPIを刺殺することを命令し、これに参加した。三、小郷幸男、及び、姓名不詳のその他の日本軍人は、昭和二〇年六月中、同じくSierra BullonesのBugsoc地区、又は、その附近において、Juan GAMBUTAを射殺を許容し、これに参加した。四、小郷幸男、及び、姓名不詳のその他の日本軍人は、昭和二〇年六月中、ポータル州GuindinmanのBiyabas地区、又は、その附近において、Teodora SHADIGANの殺害を許容し、これに参加した。五、小郷幸男、及び、姓名不詳のその他の日本軍人は、昭和二〇年八月中、GuindulmaanのBasdeo地区又はその附近において、Felix ACASO射殺、及び、刺殺することを許容し、これに参加した。六、小郷幸男、及び、姓名不詳のその他の日本軍人は、昭和二〇年八月中、ポータル州Mabini Batuanan地区Sitio Cambaglo、又は、その附近において、Cipriana PLATINOを殴打、及び、刺突により、殺害することを許容し、これに参加した。七、小郷幸男、■■■■、多賀時義、岸克嘉、平山俊晴、中村昭二、■■■■は、昭和二〇年九月中Guindulman Biyabas地区、又は、その附近において、Bernardino LADARAN、及び、Juana LADARANの両名を殺害した。八、小郷幸男、及び、姓名不詳のその他の日本軍人は、昭和二〇年一二月中Catagdaan地区、又は、その附近において、Buhayon URAY、及び、Victoriano ACENAの殺害を許容し、これに参加した。
			民間人	大阪	■■■■	1947/03/10	起訴取下		
			上等兵	熊本	多賀時義	1947/03/10	50	50	
			兵長	熊本	奥村秋義	1947/03/10	30	30	
			二等兵	京都	江藤博之	1947/03/10	終身	終身	
			上等兵	熊本	■■■■	1947/03/11	起訴取下		
			一等兵	埼玉	岸克嘉	1947/03/12	起訴取下		
			上等兵	熊本	平山俊晴	1947/03/13	起訴取下		
			兵長	熊本	中村昭二	1947/03/14	起訴取下		
			一等兵	埼玉	■■■■	1947/03/15	起訴取下		
マニラ	81	比島憲兵隊	上等兵、 通訳	香川	藤本正美	1947/03/16	絞首	絞首	一、藤本正美は、昭和一八年一二月一六日、又は、その頃、比島レイテ州Paloloにおいて、故意かつ不法にフィリピン婦人Salvacion MORETOを強姦した。二、同人は、昭和一八年一二月三日、又は、その頃、レイテ州PaloloのSanta Fe地区において、故意かつ不法に、フィリピン婦人Juanita Pajares OLAYAを強姦した。
			兵長	熊本	■■■■	1947/03/20	起訴取下		
マニラ	86	独立歩兵 第一七四 大隊	憲兵	岡山	内田利廣	1947/04/15	10	10	一、■■■■は、昭和二〇年一二月一七日、又は、その頃、比島ポータル州Bdliihan Boctol地区、又は、その附近において、故意かつ不法にフィリピン市民Fortunata PONGASを強姦した。二、同人は、昭和二〇年一月二二日、又は、その頃、ポータル州Si Katuna Badiang地区、又は、その附近において、故意かつ不法にフィリピン市民Anastacia INEONを強姦した。三、内田利廣は、昭和二〇年一月一七日、又は、その頃、ポータル州BdliihanのBoctol地区、又は、その附近において、故意かつ不法に、フィリピン市民Marcosa PONGASを強姦した。四、矢野光益は、前記日時、及び、場所において、故意かつ不法にフィリピン市民Victorina SABを強姦した。五、■■■■、岩奥惣次郎、舛田今朝夫、内田利廣、矢野光益、及び、神山富次は、昭和二〇年一月三日、又は、その頃、ポータル州Si Katuna町、Badiang地区、又は、その附近において、故意かつ不法に、非武装の非戦闘員たるフィリピン市民Victoriano POROLの家を焼却破壊した。
			上等兵	愛媛	矢野光益	1947/04/15	10	10	
		軍曹	熊本	岩奥惣次郎	1947/04/15	10	10		
		一等兵	埼玉	神山富司	1947/04/15	10	10		
		上等兵	熊本	舛田今朝夫	1947/04/15	10	10		

イギリス法廷の性暴力関係事件一覧

裁判地	事件番号	所属	階級身分	本籍	氏名	判決日	判決	確認	起訴理由概要
香港	42	第三八師団歩兵団	陸・中尉	福岡	伊東武夫	1948/02/06	12	12	一、伊東武夫は、昭和一六年一月一八日から同年同月二八日に至る日本帝国陸軍第三八師団歩兵団長たりし期間中、香港島において、その部下によってなされた連合軍俘虏多数に対する殺害、並びに、虐待に関与し、二、同人は、同じく、病院その他医療機関に収容された傷病者に対する殺害に関与し、三、同人は、同じく、医師、看護婦等非戦闘員に対する殺害、及び、強姦に関与し、四、同人は、同じく、市民に対する殺害、及び、強姦に関与した。
ビルマ	1	第三三師団歩兵二一五連隊第三大隊	陸・少佐	福島	市川清義	1946/04/10	絞首	絞首	市川正義等下記全員は、ビルマテナセリウム、モールメン地区カラゴンにおいて、占領軍に勤務中の昭和二〇年七月八日頃、共同して前記カラゴン村の住民である男女及び子供の不法殺害に関与し、また、同時等は、昭和二〇年七月八日頃、共同して前記カラゴン村の住民を不法に殴打拷問、傷害及びその他の虐待を加え、市川清義は、ビルマ、モールメン地区カラゴンにおいて、占領軍に勤務中の昭和二〇年七月八日頃、前記カラゴン村村長の妻、及び、カラゴン村住民のその他の婦人九名を不法に誘拐し、又は、誘拐に寄与した。
			陸・大尉	長野	坂巻三郎	1946/04/10	10	10	
			陸・大尉	長野	大久保要三	1946/04/10	10	10	
			陸・大尉	長野	柳澤泉	1946/04/10	銃殺	銃殺	
			陸・大尉	栃木	緑川壽	1946/04/10	銃殺	銃殺	
			医・少尉		■■■■■	1946/04/10	無罪		
			陸・中尉	群馬	田島一郎	1946/04/10	銃殺	銃殺	
			陸・中尉	長野	武井省三	1946/04/10	10	10	
			憲・大尉	熊本	東登	1946/04/10	無罪		
			憲・准尉	岩手	藤原良造	1946/04/10	5	5	
			憲・曹長	山口	■■■■■	1946/04/10	6	6	
憲・軍曹	熊本	■■■■■	1946/04/10	無罪					
憲・軍曹	埼玉	野本金二	1946/04/10	7	7				
憲・伍長		■■■■■	1946/04/10	無罪					

オーストラリア法廷の性暴力関係一覧

裁判地	事件番号	所属	階級身分	本籍	氏名	判決日	判決	確認	起訴理由概要
ラバウル	2	第六野戦憲兵隊	憲・軍曹	静岡	■■■■■	1945/12/16	絞首	絞首	■■■■■は、昭和一九年一月三日頃、「マツサバ」椰子園に於て、支那婦人「ペティバンウー」(二〇才)を樹木に縛し、数百の蟻を振りかけ、二時間に亘り放置し、翌日彼女を自室に引致して強姦し、爾後昭和一九年一月頃迄の間、数回に渡り強姦した。

蘭印法廷の性暴力関係事件一覧

裁判地	事件番号	所属	階級身分	本籍	氏名	判決日	求刑	判決	起訴理由概要
バタビア	5	バタビヤ櫻 俱樂部	経営者	長崎	■■■■■	1946/11/20	15	10	■■■■■は、昭和十八年九月より同二十年九月頃までの間ジャバ島バタビヤに於て日本人のために売淫を目的として設けられた桜俱樂部の経営者であるが、同人は右期間中同俱樂部に於て売淫せしめるための婦女子を募集して同俱樂部内に強制的に居住せしめ且外出の自由を興えず売淫を強制し、若し解雇の申出でをなす者ある時は憲兵の威力を藉りて阻止する等の方法をもって日本人相手の醜業を強制して彼等の自由を束縛した。
バタビア	25	海軍第三警備隊バリ島特別警察隊	海・兵曹長	福岡	■■■■■	1947/08/04	15	12	■■■■■は、昭和十八年十一月より二十年八月に至る間、バリ島デンパサル所在の海軍特別警察隊員として勤務中デンパサル、チュダラン等に於てバリ人「イメルク」支那人「クー・ボワット・クワン」等多数の市民を逮捕して、殴打虐待し、亦支那人「チュ・スイ・ヤン」等に売淫を強要して殴打または拳銃を縦して脅迫する等の組織的暴虐を加へて彼等に深刻なる身心の苦痛を興えた。
バタビア	69	南方軍 幹部候補生 教習隊	陸・大佐	広島	■■■■■	1948/09/11	死刑	15	■■■■■、岡田慶治、河村千代松、村上類蔵、中島四郎、石田英一はジャバ島スマラン所在の南方軍南部候補生教習隊将校にして、■■■■■は、スマラン第一婦女拘留所に勤務し、三橋弘は、ジャバ軍政監部司政官にして、古谷巖、下田真治、森本雪雄、薦木健治郎は、ジャバ軍政監部嘱託にして、慰安所経営者であるが、■■■■■、岡田慶治、河村千代松、石田英一等は、昭和十九年三月より同年四月までの間、スマラン所在の「オースト」ケンダガン「ハルハラ」及び「アンパラセ」所在の第四、第六等の各婦女拘留所に抑留中の婦女約二五名を売淫せしめる目的をもってスマラン所在の各俱樂部、スマラン俱樂部、日の丸、双葉荘等の各慰安所に連行、宿泊せしめて日本軍人軍艦を相手に強制的に売淫せしめ、村上類蔵、中島四郎は同隊軍医として将校俱樂部に於て売淫せしめていた婦女に対し必要なる医療及び薬品を給與せず不健康なる衛生状態のまま放置して虐待し、三橋弘は、昭和十九年二月二十九日頃、前記将校俱樂部に於て、E・リュッケンブルクに対し、腕力を振って性交し、■■■■■は、同年三月頃、前記スマラン俱樂部に於て、E・リュッケンブルクに対し、腕力を振って性交し、古谷巖、下田真治、森本雪雄、薦木健治郎は前記期間中、日本軍当局の指示により、スマランに於て、将校俱樂部、スマラン俱樂部、日の丸、双葉荘等それぞれ慰安所を經營して日本軍が各拘留所より連行して来た婦女各七名乃至十一名宿泊せしめて同女等に対し、強制的に日本人を相手として売淫せしめ、以て彼等に深刻なる身心の苦痛を興えた。
			陸・少佐	広島	岡田慶治	1948/03/24	死刑	10	
		陸・少佐	愛知	河村千代松	1948/03/24	10	10		
		医・少佐	福岡	村上類蔵	1948/03/24	10	7		
		医・大尉	佐賀	中島四郎	1948/03/24	20	16		
		陸・大尉	茨城	石田英一	1948/03/24	2	2		
		陸・嘱託	東京	古谷巖	1948/03/24	死刑	20		
		陸・嘱託	和歌山	下田真治	1948/03/24	5	10		
		陸・嘱託	三重	森本雪雄	1948/03/24	20	15		
		陸・嘱託	山梨	薦木健治郎	1948/03/24	7	7		
ジャバ軍 政監部		陸・司政官	大阪	三橋弘	1948/03/24	5	無罪		
スマラン 第一婦女 拘留所		陸・曹長	宮城	■■■■■	1948/03/24	無罪	無罪		





バ タ ビ ア	106	南方軍 幹部候補生 兼 教習隊長 駐屯地司令 官	陸・中將	石川	能崎清次	1949/02/18	死刑	12	能崎清次は、ジャワ島スマラン所在の日本軍幹部候補生教育隊長であるが、部下に対する監督を怠り、且必要なる措置及び命令を行ふことを怠りたる結果、同隊附將校である■■■■大佐、岡田慶治少佐等が昭和十九年三月より同年四月頃までの間に於て、スマラン所在の「オースト」[ケダガン]「ハルマヘラ」等の各抑留所及び「アンパワラ」所在の第四・第六抑留所等に抑留中の婦女約三十五名を将校俱樂部、スマラン俱樂部、日の丸、双葉荘等四ヶ所の慰安所に宿泊せしめて、日本軍人軍属を相手に売淫を強制し、または、強姦する等の不法の取扱ひをなしたが、能崎は前記部下將校等が如斯非違行為をなすことを知り、または、察知し得たるに拘らずこれを阻止せず黙認した。
バ タ ビ ア	109	第十六軍 司令部	陸・大將	島根	今村均	1949/12/24	死刑	無罪	今村均は昭和十七年一月より同年十一月に至る間、ジャワ駐屯の第十六軍司令官として在職し、岡崎清三郎は同年一月より同十八年五月まで同軍参謀長の職にありて、右両名はジャワ駐屯の日本軍全部隊の指揮監督の地位にありたるが、同人等は、何れもその在職期間中に於て所屬部隊に対する指揮監督を怠り各部下の犯罪防止に対する必要なる命令及び措置をなざりし結果その所屬部隊に於て各種の戦犯行為をなせり。即ち、坂口旅団の將兵は、昭和十七年一月より同年二月下旬までの間ボルネオ島内ハリックババン、サマリタ、バンゼルマジン、タラカン等の各地に於て、「ラメルディング」「セーヘルス」等の俘虜及び被抑留者百六十名余を正式の裁判に附せず殺害処刑し、更に、同年三月頃「中部ジャワ」[レムバム]とサムバンの中間に於て、蘭印軍俘虜数百名を殺害し、亦その頃チラチャックに於て英軍俘虜二名を正式裁判に附せず殺害処刑し、坂口旅団、または、第四十八師団の將兵は、昭和十七年三月一日頃より、同月六月頃までの間「東部ジャワ」[フロラ、カルチュット]等の各地に於て、「ホルスト」「デイト」等五十一名の俘虜を拷問虐待の上、正式の裁判に附せず、殺害処刑し、亦同年三月一日頃より同年四月四日頃までの間に於て、前記フロラに於て、欧州婦女に対し、反復性交を強制し、東海林部隊將兵は、昭和十七年三月初旬頃、「西部ジャワ」[フルフルカルタ]附近に於て、蘭印軍所屬の牧師三名を戦車に縛り付けて引摺り殺害し、亦同年三月十日頃又一バンに於てスーバン病院に入院中の俘虜及び同病院の欧州人職員約二十名を殺害し、更に同月初旬頃スーバンまたはチャテル要塞に於て、「フローマン」「デ・ヨック」等の俘虜約七十数名を極めて惨酷なる方法を以て殺害処刑し、第二師団將兵は昭和十七年三月より同年四月頃までの間「西部ジャワ」セラン刑務所に於て収容中の俘虜及び被抑留者を狭隘なる部屋に多数人を押し込み極めて非衛生の状態で放置して虐待し、亦同年四月より同年五月に至る間、「西部ジャワ」チャイテルナンゴロ、バンドン、チマヒ、スカブ、ジョク、ジャカルタ等の各地に於て逃亡した俘虜「スミット」「カルセン」「ベートム」等二十名を選捕して正式裁判に附せず殺害処刑し、第四十八師団將兵は、亦昭和十七年三月六日頃、「東部ジャワ」ジョンバンとケルトンとの中間に於て蘭軍俘虜「ケッテンブルス」等十名を正式の裁判に附せず殺害処刑し、亦同年五月中「東部ジャワ」マランに於て逃亡したる俘虜「デ・ラート」等十名を選捕して殺害処刑し、此の外、第十六軍將兵は、昭和十七年三月より同十八年十二月に至る間、数百名の俘虜及び被抑留者を拷問虐待し、就中、被逮捕者を輸送するに当り一名乃至三名を輸送用の豚籠内に入れて無蓋のトラックまたは貨物車に三重或は四重に積み重ねて長時間輸送し此の間、食糧、飲料水等を給與せざる等の不当の取扱ひをなしたが、今村、岡崎は所屬部隊の右の如き行為を知りまたは察知し得たるに拘らずこれを阻止せず黙認したことは共犯の責を負うべきである。

タンジヨシビナン	5	岡第一六五部隊、マラッカ佐々木海員養成所(波瀬関)	陸・准尉	鹿見島	住田宗明	1948/08/30	無期	無期	無期
			陸・軍曹	鳥取	住田宗明	1948/08/30	10	20	10
			陸・伍長	岩手	■■■■	1948/08/30	8	10	8
			陸・軍属	北海道	■■■■	1948/08/30	8	10	8
			海・大尉	石川	岡島利善	1948/01/16	死刑	死刑	死刑
			海・上等兵曹	石川	宮島順吉	1948/01/16	死刑	死刑	死刑
			海・上等兵曹	愛知	小島五一	1948/01/16	死刑	死刑	死刑
			海・上等兵曹	愛知	鶴見俊二	1948/01/16	死刑	死刑	死刑
			海・上等兵曹	新潟	金子安蔵	1948/01/16	死刑	死刑	死刑
			海・一等兵曹	岐阜	久世一雄	1948/01/16	死刑	死刑	死刑
			海・一等兵曹	和歌山	山本安一	1948/01/16	死刑	死刑	死刑
			海・上等兵曹	富山	福沢健治	1948/01/16	15	死刑	15
			海・一等兵曹	滋賀	伊藤安太郎	1948/01/16	20	死刑	20
			海・一等兵曹	岐阜	拓植義蔵	1948/01/16	18	死刑	18
			海・水兵長	福井	野尻豊	1948/01/16	10	死刑	10

■■■■住田宗明、■■■■は、マライ連邦マラッカ所在の佐々木海員養成所に勤務していたが、同人等はオランダ及び日本との間に締結せられたる終戦協定に違反して昭和二十年九月十日頃佐々木大尉の指揮下にありて単独または共同してジェマデジャ及びキヤボ等の島嶼に於て同島民に対し敵対行動に出で組織的威圧行為をなせり。即ち、住民を恐嚇射撃して「セイド」を射殺し「ヤヤ」及び「モハマドセン」に傷害を與へ更に住居及び労力を強要し、食糧その他財物を盗みまたは強奪し且婦女に対し同居及び肉体関係を強要した。

(1) 岡島利善は、西ボルネオ州ポンチャナク所在の海軍警備隊長にして、海軍特別警備隊長を兼任していたが、昭和十九年八月より同二十年二月に至る間、海軍特別警察隊に対し反日陰謀容疑者の大量検挙を命じて一般市民約二百五十名を逮捕せしめて部下がその取調に当り、故意に被疑者に対し殴打水責め等の拷問を加へることを知り、または察知し得たるに拘らずこれを阻止せず容認し、亦昭和十九年十二月より同二十年三月に至る間、前記被疑者中スラバヤ日本軍法会議に送致して死刑の宣告を受けた十七名を除き残余の被疑者約七十名を正式の裁判に附せず隷下の海軍特別警察隊及び海軍警備隊に対しスランガイ、ドリアン飛行場に於て斬首により処刑すべくその執行命令を発し、更に、同人は昭和十九年六月より同二十年九月までの間、所属の特別警察隊がケタバン地区より婦女に売淫をなせしむるため、その意思に反して拉致することを知りてこれを容認し同隊員に於て「ニョウ・ペック・ヒア」等約二十名の婦女をポンチャナクに拉致して慰安所に収容して売淫を強制し、亦同人は、昭和二十年八月六日部下である中谷を殺害した容疑者菅林署技手「マンガ」を正式の裁判に附せず、ドリアン飛行場に於て殺害し、更に、同人は、同月十七日頃サンゴ所在の海軍警備隊長佐野五月に対し、ダイヤ騷擾事件に参加せるダイヤ六名の中五名を正式裁判に附せず、処刑することを許容し、同月二十二日同地に於て、斬首処刑せしめ、(2) 宮島順吉、伊藤安太郎、久世一雄、山本安一、福沢健治、鶴見俊二、拓植義蔵、金子安蔵、障子正喜知は、前記特別警察隊員であるが、同人等は、昭和十八年九月より同十九年五月までの間、同地海軍警備隊の応援を受けて、同地区に於て反日陰謀容疑者千百名の大量検挙をなし、その取調に当り殴打水責め等の拷問を加へ、その日本軍法会議に於て死刑の宣告を受けた四十八名を除き、残余約千名を同二十年六月頃マンドルに於て正式裁判に附せず、斬首処刑するに当り、宮島はその中二名、久世は三名、山本は二名、鶴見は三名、金子は二名をそれぞれ斬首処刑し、伊藤、福沢、拓植はその現場に於て警備に任じ、(3) 宮島順吉、伊藤安太郎、久世一雄、山本安一、福沢健治、金子安蔵、野尻豊、坂井清一、障子正喜知、小島五一、昭和十九年八月より同二十年三月に至る間に於て反日陰謀の容疑を以て一般市民約二百五十名を検挙、その取調に当り拷問を加へた上、右被疑者中約七百七十名を正式裁判に附せずスランガイ、ドリアン飛行場に於て斬首処刑するに当り、金子は、その中の二名をそれぞれ斬首処刑したが、宮島、伊藤、久世、山本、福沢、野尻、坂井、障子等は、その現場に至りて警備に服し、(4) 宮島順吉、小島五一、福沢健治、鶴見俊二、金子安蔵、久世一雄、山本安一、伊藤安太郎、拓植義蔵、障子正喜知、野尻豊、坂井清一は、婦女に強制売淫をなせしむる目的を以て昭和十九年六月より同二十年九月に至る間に於てケタバン地区よ

第二海軍特別根拠地隊ポンチャナク海軍特別警察隊

バリックパン	9	石橋商会	海・水兵長	新潟	坂井清一	1948/01/16	死刑	10	り「ニヨウ・ベック・ヒヤ」等二十名の婦女をポンチャナクに拉致し慰安所に収容して売淫を強制し、(5)小島五一は、昭和二十年八月二十二日頃、サンゴー附近のカブアス河の棧橋に於て、サンゴー海軍警備隊長佐野五月と共にダイヤ人五名を岡島隊長の命により、正式の裁判に附せず斬首処刑するに当り、その中一名を斬首殺害した。
			海・二等兵曹	石川	陣子正喜知	1947/11/28	死刑	15	
	9		経営主		■■■■■	1948/02/27	10	無罪	■■■■■は、東部ボルネオ州バリックパンに於て石橋商会名義の下に日本軍の慰安所を経営し、昭和十七年より二十年八月に至る間、同所に於て売淫せしむる目的を以て、スラバヤ、バトゥアン等の各地より「ランティナム」「マリヤム」等多数の婦女を誘拐し来たり、同所に於て、同女等に対し、日本人相手の売淫を強制し、且これに応ぜざる時は殴打暴行を加へて虐待した。
マカッサル	9	第二海軍特別根拠地隊	海・少尉	長崎	木村茂樹	1947/07/18	死刑	死刑	木村茂樹等は、セレベス島マカッサル所在の日本海軍特別警察隊員にして、同警察隊は、職権を利用して各種の戦犯行為をなした一団にして一九四六年官級第四五号第十条に該当する所謂犯罪団体であるが、同人等は昭和十八年三月より二十年八月に至る間に於て、それぞれ、その在職期間中多数の市民を逮捕して殴打火責め等の拷問を加え、または、故意に婦女を脱衣せしめて、公衆の面前に晒し、或は食糧を給與せざる等の組織的兇暴、及、虐待をなし、彼等に深刻なる身心の苦痛を與えたり、即ち、木村茂樹は、同警察隊附将校にして、その在職期間中、マカッサル、マジエ等の各地に於て反日宣伝、スバヤ等の容疑を以て「スバルデイ」等多数の市民を逮捕し、部下に対し、同人等を殴打、または、食糧給與の停止等を命じ、または、これ等に対する虐待を許容し、且同隊に於て逮捕した三名の米飛行士を虐待し、坂井兵衛は、同警察隊先任下士官として在職中、前記木村茂樹の犯行を助長し、且同警察隊員を指導して、マカッサルに於て「イエ・サルバリ」等多数の市民を逮捕して部下に対し、同人等を虐待することを命じ、または、これを許容し、富田敏光は、マカッサルに於て「ポロンゴ」等多数の市民を逮捕虐待し、南亨は、マソリ、ボソ、マテンハン等の各分遣隊長在職中、「イエ・ヒアン・ソウイサ」等多数の市民を逮捕し、部下と眞正成、清水勇等に於て、同人等を虐待することを助長し、亦マカッサルに於て、「アントラ」等多数の市民を逮捕し、且ハロポに於て、「アドル」夫人を強姦し、眞鍋茂雄は、ハロポ、マカレ、シンカン及びマカッサル等の各地に於て、「ベラト・バリサ」等多数の市民を逮捕し、単独、または、眞正成、清水勇、土井昇等を共同虐待し、中島進は、マカッサルに於て、「アントラ」「アマット軍曹」等を逮捕虐待し、小野義夫は、マジエ分遣隊長として在職中、「マラリ」等多数の市民を逮捕し、部下に対し、同人等を虐待することを命じ、または、許容し、且、マカッサルに於て、「テヨントリアン」等を虐待し、芝嘉寛は、マカッサルに於て、「エム・バリガリア」等多数の市民を逮捕し、単独、または、山口、土井、浅井等と共同虐待し、江口時夫は、マジエ、マジエネ、及びマカッサル等に於て、「シレーマサ」等多数の市民を逮捕して虐待し、または、部下に於て虐待することを許容し、清水勇は、マカッサル、ハロポ、マジエ、シンカン等の各地に於て、「タンジン・チャ」等多数の市民を逮捕し、単独、または、眞鍋、小野等と共同虐待し、亦「ジョージ」に於て、妹尾繁市、毛呂法務中尉指導下にシブ郡長「ラミデ」外多数の市民を逮捕虐待し、且マカッサルに於て、「チエ・ハップ・チェン」を虐待死に至らしめ、益田保は、マカッサル、ハロポ等に於て、「リアン」外多数の市民を逮捕し、単独、または、岡田等と共同虐待し、且マカッサルに於て、「ワエラ・オースティナ・フアール」を屢々強姦し、眞正成は、マカッサル、ハロポ等
			海・兵曹長	長崎	坂井兵衛	1947/07/18	死刑	1	死刑
			海・兵曹長	熊本	富田敏光	1947/07/18	1	死刑	死刑
			海・兵曹長	宮崎	南亨	1947/07/18	死刑	死刑	死刑
			海・兵曹長	福岡	中島進	1947/07/18	死刑	死刑	死刑
			海・兵曹長	福岡	眞鍋茂雄	1947/07/18	死刑	死刑	死刑
			海・兵曹長	香川	小野義夫		自決		
			海・兵曹長	佐賀	江口時夫	1947/07/18	死刑	20	死刑
			海・兵曹長	高知	芝嘉寛	1947/07/18	死刑	死刑	死刑
			海・一等兵曹	愛媛	清水勇	1947/07/18	死刑	死刑	死刑
			海・上等兵曹	福岡	益田保	1947/07/18	15	死刑	死刑
			海・上等兵曹	鹿児島	眞正成	1947/07/18	死刑	死刑	死刑
			海・上等兵曹	福岡	■■■■■	1947/07/18	無罪	無罪	無罪

海・通訳	和歌山	土井昇	1947/07/18	死刑	死刑	死刑
海・上等兵曹	熊本	中田房雄	1947/07/18	無罪	10	無罪
海・上等兵曹	徳島	妹尾繁市	1947/07/18	死刑	20	20
憲・曹長	岐阜	■■■■■	1948/10/27	2	2	1
憲・軍曹	山梨	■■■■■	1948/10/27	6	6	4
憲・軍曹	新潟	■■■■■	1948/10/27	10	10	8
憲・兵長	福岡	■■■■■	1948/10/27	5	5	4
海・大佐	広島	藤田浩	1948/01/21	死刑	死刑	無罪
海・大尉	島根	石本治壬	1948/01/21	死刑	死刑	15
海・少尉	大阪	阪上勝	1948/01/21	20	20	5
海・兵曹長	兵庫	馬場利一	1948/01/21	20	20	15
海・上等兵曹	鳥取	小谷次男	1948/01/21	死刑	死刑	20
海・上等兵曹	岐阜	■■■■■	1948/01/21	8	8	3
海・上等兵曹	埼玉	■■■■■	1948/01/21	8	8	3
海・上等兵曹	愛知	■■■■■	1948/01/21	20	20	5
海・二等兵曹	愛知	山田善雄	1948/01/21	8	8	3
海・軍属	山形	阿部唯一	1948/01/21	8	8	3

  

42	アノボン	第五野戦憲兵隊第八憲兵分隊
21	モロタヤ	第二九海軍警備隊

  

各地に於て、「テヨントリリアン」外多数の市民を逮捕虐待し、また、ムジュ分遣隊長として在職中、「ソレマサ」等を虐待し、土井昇は、マカッサル、パロボ等に於て、「スバルディ」等多数の市民を逮捕して、芝罘、南亨、清水勇等と共同虐待し、中田房雄は、マカッサルに於て、「クラン・シエン・リリバ」等を逮捕虐待し、妹尾繁市は、マカッサルに於て、「トバマラ」「チヨントリリアン」等を逮捕虐待し、赤ワジョーシに於て、毛呂法務中尉指導の下に清水勇と共に前記シラ郡長「ラムディ」外多数の市民を逮捕して、虐待した。

■■■■■、■■■■■は、南モルツケン州アル諸島所在のアル憲兵分隊長(第八分隊)であるが、同人等は、昭和十八年十一月より同二十年八月に至る間、ドボ、ナファル、マイコル等の各地に於て反日陰謀等の容疑を以て、多数の市民を逮捕して、その取調に当り、■■■■■は、単独または、■■■■■、稲田等と共同して「ベルトス・ティウカンベシ」等三名を殴打虐待し、■■■■■は、単独または、■■■■■、■■■■■等と共同し、「ダニエル・マイケラ」等五名を殴打し、■■■■■は、単独または、■■■■■等と共同して、「ヤゴフ・マギン」等八名を殴打水攻め等の拷問を加えて、「バルナルド・ナダシアン」を死に至らしめ、且婦女「ヘロニヤ・ベント」を脅迫して強姦し、■■■■■は、単独または、■■■■■等と共同し、「ヤルチヌス・カップ」等五名を殴打虐待し、且婦女「ムディバイカイテル」を地上に倒して強姦し、以て彼等に対し深刻なる身心の苦痛を與えた。

藤田浩は、蘭領東印度北モロツケン州ハルマヘラ島カウ所在の日本海軍第二九警備隊司令(註、本警備隊は、昭和二十年三月、第二海軍特別根拠地隊を改編したるもの)にして、石本治壬は、同警備隊に所属するテルナーテ島警備隊派遣隊長であり、坂上勝、馬場利一、小谷次男、■■■■■、■■■■■、山田善雄、阿部唯一は、同隊員にして、蓮香六郎は、海軍民政部司政官にして、テルナーテ島監理官の職にあり、■■■■■は、その部下として同縣に勤務していたが、昭和二十年六月二十四日頃、臺灣混成の連合軍がテルナーテ島に上陸するや藤田司令は、同島警備の石本派遣隊救援のためカウ所在の陸軍側と折衝して陸軍部隊より独立戦闘第一旅団第五大隊副官鳥井衛大尉を指揮官とする独立大隊を編成して、藤田海軍警備隊指令の指揮下に隷屬せしめて、同島に派遣することとなりたるを以て鳥井衛は大隊を率ひて同島に至り、石本派遣隊を統合指揮して連合軍と交戦したが、ハルマヘラ島憲兵隊に所属する清水忠三郎、及び、嵩申亮は此の作戦間鳥井大隊の配属憲兵として勤務したが、同人等は此の作戦期間である昭和二十年六月二十四日より同二十年八月十五日に至る間に於て約三百名の島民をスパイ容疑を以て逮捕取調の上、その主なる者十七名を藤田司令の命令により、正式の裁判に附せず処刑することとなり、鳥井衛、石本治壬は、坂上勝を現場指揮官として、馬場利一、小谷次男、■■■■■、山田善雄、■■■■■等をして、同島に於て不法処刑せしめたが、清水忠三郎、嵩申亮は、此の間、前記スパイ容疑者の取調に当り、蓮香六郎、■■■■■、阿部唯一は、その取調、及び、通訳等に当り、清水等の取調に協力したが、何れもその取調に際し、被逮捕者に対し、不法の取扱、及び、虐待を加え、亦鳥井衛は、同年八月十日頃、同島日本軍慰安所に於て、インドネシア人婦女を強姦し、更に、■■■■■、小谷次男、馬場利一はテルナーテ島占領期間中、単独、または、共謀して島民に暴行を加え、または、その結果、死に至らしめた。

裁判地	事件番号	所属	階級身分	本籍	氏名	判決日	判決	確認
		独立戦闘第一旅団	陸・大尉	熊本	鳥井衛	1948/01/21	死刑	20
		第八野戦憲兵隊 ハルマハラ	憲・准尉	栃木	清水(改姓) 忠三郎	1948/01/21	20	8
		憲兵隊	憲・軍曹	秋田	嵩申亮	1948/01/21	3	1
		海軍民生部 テルナーテ	海・司政官、 監理官	鹿児島	蓮香六郎	1948/01/21	8	5
		縣	海・書記	北海道	■■■■	1948/01/21	5	無罪

仏印法廷の性暴力関係事件一覧

裁判地	事件番号	所属	階級身分	本籍	氏名	判決日	判決	確認	起訴理由概要
			少佐	島根	原徹郎	1946/11/19	死刑	死刑	原徹郎は、仏印カンボジア・ブノンベン(金辺)所在の日本憲兵分隊長にして、大槻富夫以下二十六名は、同分隊員であるが、同人等は昭和二十年三月より、同年八月に至る間ブノンベンに於て、原徹郎は、反日またはスパイ行為等の容疑を以て「ペロン」大佐、「ブンス」軍医中佐、「ヌーピル」薬剤師等の仏国軍人、及び、民間人である仏国人六十数名、並に、仏国の保護下にある多数のカンボジア人、支那人等を逮捕して、同憲兵分隊、探偵局、ブノンベン中央刑務所等に不法監禁して、原地人の一般犯罪者と雑居せしめて充分なる食糧を与へず、且極めて非衛生的状態下に於て傷病者に対し、医薬品の給与または治療手当を怠り、且入院を拒否する等の不当の取扱、及び、虐待を加へ、亦自己の部下である大槻曹長等が被拘禁者の取調に当り、殴打、火責め、水責め等の惨虐なる拷問を加へて、「グロスビエール」「シャベール」等を死亡するに至らしめた外、部下隊員が集団して、「チャカルディ」少佐及び「ビュルサット」理事官邸より食糧、商品、金塊、宝石、現金等を掠奪したことは、分隊長として部下の右犯罪行動を組織し、且黙認したもので、共犯の責を負うべきであり、館岡達治は同分隊長副官兼司法班長にして、その指揮下に十名の取調官を有して仏国人俘虜「フォーロー」及び、支那人「アーキエ」等多数の取調べに当り、殴打等の拷問を加へて前記「グロスビエール」の死亡に寄与し、大槻富夫は、同分隊に於て、最も兇悪非人道的にして仏人「ピリプリ」大尉等二十四名の取調に当り殴打または火責め水責め等の拷問を加へ、花村善之は、同分隊に於て最も惨忍なる取調官の一人にして仏国民事務局行政官「アンリ・ボノー」等十名の取調べに当り、殴打水責め等の拷問を加へ、松山重一は、多数の支那人を逮捕して不法拘禁し、黒柳忠勝は、仏人俘虜「プロシントン」等十一名の取調に当り、殴打水責め等の拷問を加へ、伊藤正は、館岡准尉の命により、多数の仏人及び支那人を逮捕して、その取調べに当り、殴打水責め等の拷問を加へ、且前記「チャカルディ」宅より物品掠奪に参加し、国島久亀は、ブノンベン中央刑務所監視長にして、同所に拘禁中の多数の仏人に対し、暴行を加へることを部下に命じ、且傷病者に対する治療及び手当を拒
			曹長	京都	大槻富夫	1946/11/19	死刑	死刑	
			曹長	岐阜	花村善之	1946/11/19	死刑	死刑	
			軍曹	長野	黒柳忠勝	1946/11/19	無期	無期	
			兵長	滋賀	大橋善太郎	1946/11/19	無期	無期	
			伍長	宮城	壺石隆治	1946/11/19	無期	無期	
			軍曹	山口	伊藤正	1946/11/19	20	20	
			軍曹	福島	国島久亀	1946/11/19	20	20	
			軍曹	富山	島沢幸吉	1946/11/19	20	20	
			伍長	宮城	末永勘吉 達治	1946/11/19	20	20	
			准尉	宮城	■■■■	1946/11/19	15	15	
			兵長	福岡	久保壽人	1946/11/19	15	15	
			伍長	宮城	■■■■	1946/11/19	15	15	
			伍長	石川	川合九也	1946/11/19	15	15	
			伍長	新潟	■■■■	1946/11/19	10	10	

8  
南方軍  
第一憲兵隊  
ブノンベン  
分隊

12 第三七師団 歩兵 第二二六 連隊	軍曹	富山	大野(改) ■ ■和彦	1946/11/19	10	10	否して虐待し、島沢幸吉は、私人「レアオ・ベン」等二名に殴打暴行を加へ、且私人「グロ ンビエール」夫妻入宅より、物品を掠奪した上、同女を凌虐の目的を以て不法拘禁し、大野 和彦は、同分隊に於て逮捕した、私軍俘虜「デリーエ・ユ」少尉を縛して殴打し、足蹴り 等の暴行を加へ、礮石降注は、私軍俘虜「ボンス」軍医中佐等を杖にて殴打して傷害を 与へ、大橋善太郎は、私人「チェオ・サリ」等六名を逮捕して、その訊問に当り、殴打拷 問を加へ、末永助右衛門は、私人「ゲイヤール」等七名の訊問に当り、殴打暴行を加へ て虐待し、■■■■■■は、私軍大尉の取調に当り、殴打火責め水責め等の拷問を加へ、川 合九也は、私軍俘虜「レーモン・フォード」少尉に対し、殴打暴行を加へ、■■■■■■は、 ブロンベン中央警察署に拘留中の多数の私人に対し殴打暴行を加へ、岡村幸明は、大 槻曹長等と私人「アラユル」の訊問に当り手拳にて殴打虐待し、吉田四郎は、大槻曹長 等と私人「アップル・ホア」の訊問に当り、殴打暴行を加へ、久保篤人は、同分隊 に於て、監禁中の私人「アン・リ・ポナー」等三名に対し、殴打暴行を加へ、浜野光平は、同 分隊に於て、私人「サブ・レオン・ホアット」に殴打暴行を加へ、■■■■■■は、俘虜である私 軍落下傘部隊員に殴打等の暴行を加へ、■■■■■■は、前記「ビュルサット」理事官邸よ り金塊宝石その他の物品を掠奪し、■■■■■■は、私人行政官「ジャック・マリー」の訊問に 当り拷問を加へて他人を入院するに至らしめ、■■■■■■は、前記「マリー」の取調に参加 して殴打暴行を加へ、西正太郎(逃亡中)は、前記「ボンス」軍医中佐等八名に対し殴打 暴行を加へ、鈴木作治(逃亡中)は、私軍俘虜「バロン」大佐等十八名に対し、殴打その 他の拷問を加へて前記「グロス・ヒエール」を死亡するに至らしめ、■■■■■■(逃亡中)は、 私人「チヨル」等七名に対し、殴打または水責め火責め等の拷問を加へて虐待した。
	大尉	三重	古川信一	1947/02/17	死刑	死刑	古川信一は、歩兵第二二六連隊第二大隊第六中隊長にして、□坪某(逃亡中)は、同 中隊員であるが、古川信一は、昭和二十年三月二十九日頃、仏印東京高地シナンバン附 近に於て間諜として使用していた私軍俘虜将校三名中「バルク」大尉、及び「ペラリオ」 中尉の二名が間諜として役に立たないとの理由の下に右二名を銃殺し、古川信一、■■ ■■某は、同年三月十五日頃、共謀の上、前記東京高地ファンズフィに於て私人「デ エム・ラン」、及び同女の妹「トレニエ」の二名を逮捕し、「デエム・ラン」を強姦の 上、同女の三百比弗衣服等を窃取し、且部下等が右二名を強姦することを黙認して同 年五月三日頃、右二名を拳銃を以て射殺し、古川信一、■■■■某は、同年四月二十九日 頃、共謀の上、前記ファンズフィ附近に於て、私軍俘虜四十余名を軍刀を以て斬首殺害 した。
	曹長	宮崎	■■■■( ■ ■某こと ■ ■■)	1947/02/17	死刑(逃 亡中)	無罪	
	伍長	福島	吉田四郎	1946/11/19	5	5	
	曹長		■■■■■■	1946/11/19	無罪		
	軍曹		■■■■■■	1946/11/19	無罪		
	伍長		■■■■■■	1946/11/19	無罪		
	曹長	北海道	西正太郎	1946/11/19	死刑(逃亡中)		
	軍曹	宮城	鈴木作治	1946/11/19	死刑(逃亡中)		
	伍長	石川	■■■■■■	1946/11/19	死刑(逃亡中)		

(出典) 『米国戦争犯罪裁判概見表』 本館-4B-024-00・平 1 1 法務07126100、『英国戦争犯罪裁判概見表』 本館-4B-024-00・平 1 1 法務07128100、『豪洲戦争犯罪裁判概見表』 本館-4B-024-00・平 1 1 法務07129100、『和蘭戦争犯罪裁判概見表』 本館-4B-024-00・平 1 1 法務07130100、『仏国戦争犯罪裁判概見表』 本館-4B-024-00・平 1 1 法務07134100、いずれも国立公文書館所蔵。

- (注1) 「強かん」「強制的売春のための婦女子の誘拐」によって起訴された裁判を抽出した。それ以外の性暴力を載っている場合は、収録していない。
- (注2) ひとつの裁判において、「強かん」「強制的売春のための婦女子の誘拐」とともに、それ以外の犯罪を載っている場合がある。したがって、この表に記載された全  
員が「強かん」「強制的売春のための婦女子の誘拐」によって起訴されたものではない。
- (注3) 国立公文書館において公開されていない氏名は、「■■■■■■」と表記した。
- (注4) 基本的に誤字、脱字は原史料のとおりとし、行間に(ママ)を付した。
- (注5) 原史料でも判読できないものは□とした。